

# 通所介護重要事項説明書

(ケアハウスシニアマインド 21 入居者用)

## 1 デイサービス 21 の概要

### (1) 事業者名等

事業者名	デイサービス 21
所在地	石川県金沢市山科町午40番地1
介護保険指定番号	1770101960
事業の実施地域	金沢市

### (2) デイサービス 21 の職員体制

管理 者	1名 (ケアハウス施設長が兼務)
看護職員	2名
介護職員	4名
機能訓練指導員	2名 (作業療法士、理学療法士)
生活相談員	1名

### (3) 設備の概要

定 員	28名
日常動作訓練室兼食堂	130.84 m <sup>2</sup>
浴 室	車イスの方も利用できます
送迎車	3台

### (4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (休業日は、日曜日及び12月30日から1月3日まで)
営業時間	午前9時00分から午後4時15分まで

## 2 サービスの内容

送迎	希望される方については、自宅まで専用車両で送迎します。
食事	食事の際の介助及び後始末等、必要な介助を行います。
入浴	身体状況に応じて一般浴または特別浴による入浴、洗身、衣類の着脱等必要な介助を行います。
機能訓練 創作活動	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練及び心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行ないます。

生活相談	日常生活における介護等に関する相談を行ないます。
健康状態の確認	看護職員によるバイタルチェック及び健康状態の把握。

### 3 料金

#### (1) 通所介護の利用料金

利用された介護報酬単位数の合計に介護職員処遇改善加算（5.9%）、介護職員等特定処遇改善加算（1.0%）ならびに介護職員等ベースアップ等支援加算（1.1%）を上乗せし、その総単位数に報酬単価 10.14 円を掛けた金額の約 1 割が利用者負担分になります。なお、1 日あたり利用料金の目安は、次のようにになります。

(1 日につき)	3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間	7～8 時間
要介護 1	370 単位	388 単位	570 単位	584 単位	658 単位
要介護 2	423 単位	444 単位	673 単位	689 単位	777 単位
要介護 3	479 単位	502 単位	777 単位	796 単位	900 単位
要介護 4	533 単位	560 単位	880 単位	901 単位	1,023 単位
要介護 5	588 単位	617 単位	984 単位	1,008 単位	1,148 単位

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (※ 6 月に 1 回算定可)	20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (※ 6 月に 2 回算定可)	5 単位/回
栄養改善加算	200 単位/回
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位/回
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位/回
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位/回
同一建物減算	-94 単位/回
食費	400 円/回

注 1 おむつを利用する場合は、別途実費をいただきます。

注 2 午後からのご利用で、おやつのみの提供は 120 円です。

#### (2) 支払い方法

利用のあつた月ごとに集計し、翌月 10 日に請求させていただきます。

お支払いはその月の 22 日に利用者がご指定されました金融機関口座より引き落としさせていただきます。

#### (3) キャンセル料金

利用者の都合でサービスをキャンセルする場合は以下のキャンセル料金をいただきます。

ご利用日の前日 17 時 30 分までにご連絡いただいた場合：無料

ご利用日の前日 17 時 30 分を過ぎてからのご連絡、あるいは送迎時に不在で利用中止となった場合：食費相当分 400 円

#### 4 サービスの中止

利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。この場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

また、当日の健康チェックの結果体調がすぐれない場合は、サービス内容の変更、あるいは中止を行うこととします。その際はご家族に連絡の上、適切に対応します。

#### 5 契約の終了

利用者は、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、契約終了を希望する日の7日前までに通知してください。

事業者は、次の事由に該当する場合は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ①利用者がサービス利用料金の支払いを滞納し、料金を支払うよう勧告したにも関わらず、支払期限までに支払われない場合
  - ②利用者または身元保証人が、事業者や従業者あるいは利用者に対してこの契約を継続したいほどの背信行為を行った場合
  - ③利用者が正当な理由なくサービス中止を繰り返したり、利用者の入院や病気等により3か月以上サービスを利用できない状態であることが明らかになった場合
- また、次のいずれかに該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者の要介護認定区分が非介護（自立）と認定された場合
  - ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 6 非常災害対策

(1)事業者は、サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。

(2)事業者は、B C P (事業継続計画)マニュアルを作成し、防火管理者を選任するとともに、事業所内の役割分担の確認、災害が発生した場合に実践する介護ケアの研修・訓練を定期的（年2回以上）（地震・新型コロナウイルス感染症等、風水害）（机上訓練含む）に実施し、必要に応じてB C P の見直しを行います。

#### 7 衛生管理、感染症防止

事業書内の備品・器具・設備等の清潔保持や消毒に努め、常に衛生管理及び感染症発生時におけるB C P (事業継続計画)に基づく対応を行い、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な研修・訓練（机上訓練含む）を実施します。

入居者の検温や様子確認、症状の訴えから感染症を疑う場合は、エプロン・手袋・マスク・フェイスシールド等を着用し、感染防止マニュアルに沿って感染拡大防止に努めます。

#### 8 事故発生時の対応

通所介護の提供により、事故が発生した場合には、当該利用者の家族、医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録もします。

#### 9 虐待防止について

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

当施設はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

(3) 上記措置を適切に実施するために、以下の通り担当者を選任します。

虐待防止に関する担当者	施設長
-------------	-----

## 10 ハラスメント対策

(1) 当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 11 サービスの苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情受付担当者 中島谷 法子 電話 (241) 8196

第三者委員 村島 嘉孝 電話 (241) 3893

平田 敏雄 電話 (241) 6800

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

金沢市介護保険課 電話 (220) 2264

石川県国民健康保険団体連合会 電話 (231) 1110

## 1.2 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者　　職名

署名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者からデイサービス21についての重要事項の説明を受けました。この文書が契約書の別紙（一部）となることについて同意します。

また、社会福祉法人洋和会 デイサービス21が業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を、次のとおり提供することについて同意します。

- (1) 必要に応じて、サービス担当者会議等に用いる場合
- (2) 必要に応じて、他のサービス提供事業者に提供する場合
- (3) 治療等のため、医療機関等に提供する場合
- (4) その他、正当な理由がある場合

（社会福祉法人洋和会 個人情報管理規程による）

利用者　　氏名 \_\_\_\_\_

身元保証人　　氏名 \_\_\_\_\_